

りたい。

③ 通所介護（大規模型・通常規模型）のサテライト事業所への移行

- 小規模な通所介護事業所が通所介護（大規模型・通常規模型）事業所のサテライト事業所へ移行するにあたっては、職員の勤務体制等が一元的に管理されているなど一定の要件を満たす場合に一体的なサービス提供の単位として出張所等を事業所に含めて指定が可能とされている現行のサテライト事業所の仕組みを活用し、本体事業所とサテライト事業所を別々に指定するのではなく、一体的なサービス提供の単位として指定することとしている。
- このため、通所介護（大規模型・通常規模型）事業所のサテライト事業所への移行については、同一法人であることが必要である。
- 各都道府県等の指定権者におかれては、地域の実情等を踏まえ、サービス提供体制の面的な整備、効率的な事業実施や経営の安定性の確保の観点などから、サテライト事業所の積極的な活用を図らきたい。

（２）夜間及び深夜のサービスを実施する場合の運営基準の厳格化（別紙資料５－２）

- 指定通所介護事業所の設備を利用して、夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービス（以下「宿泊サービス」という。）を提供する場合は、介護保険制度外の自主事業であるが、泊まりの環境が十分でない等の問題点も指摘されていることなどを踏まえ、利用者保護の観点から、指定通所介護の利用者に対するサービス提供に支障がないかどうかを指定権者が適切に判断できるよう、平成 27 年 4 月 1 日から宿泊サービスの内容を届け出るとともに、事故報告の仕組みを構築することとし、基準省令の見直しを行ったところである。
- 「指定通所介護事業所の設備を利用し夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供する場合の事業の人員、設備及び運営に関する指針について（案）」をお示ししているが、当該指針については、宿泊サービスの最低限の質の担保を図るという観点から作成しているものであるため、宿泊サービスを実施している事業者に当該指針に沿った事業運営に努めるよう働きかけていただきたい。
- なお、市町村においては、地域での短期入所生活介護の需要を踏まえ、基準該当短期入所生活介護を積極的に整備することについても検討されたい。

概要

- ① 通所介護事業所等の設備を利用し、夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービス(介護保険制度外の宿泊サービス)を提供している事業所について、利用者保護の観点から、届出制の導入、事故報告の仕組みを構築するとともに、情報の公表を推進。
- ② 最低限の質を担保するという観点から、宿泊サービスのガイドラインとして、従業員の配置基準や一人当たり床面積等について示すことも推進。

具体的な内容

- ① 通所介護の基準(省令)を見直し、以下の事項を規定
 - ア 介護保険外で宿泊サービスを提供する場合、事業所の基本情報等について指定権者への届出を義務付け
 - イ 都道府県は届出の内容を公表(情報公表制度)
 - ウ 宿泊サービスの提供により事故があった場合、事業所は市町村、利用者の家族に連絡
- ② ガイドラインの内容としては以下の事項を規定
 - ア 人員関係(従業員、責任者)
 - イ 設備関係(利用定員、一人当たり床面積等)
 - ウ 運営関係(利用者への説明・同意、緊急時等の対応、事故発生時の対応等)

関連する制度見直し等

- ① 小規模の通所介護については、少人数で生活圏域に密着したサービスであることから、地域との連携や運営の透明性を確保するため、市町村が指定・監督する地域密着型サービスに位置付ける。
これにより地域住民等が参加する運営推進会議等が定期的開催され、宿泊サービスの部分も含めサービス全体が外部からチェックされることとなる。
- ② 介護サービス情報の公表制度で公表されている通所介護等の基本情報に「宿泊サービス」の情報を追加。
- ③ 「通い」「訪問」「宿泊」の機能を有する小規模多機能型居宅介護について、更なる普及促進や基準該当ショートステイが実施できる事業所として小規模多機能型居宅介護の併設を認めるなどの規制緩和を行い、24時間地域で高齢者を支える体制を整備。

夜間及び深夜のサービスを実施する場合の運営基準の厳格化

(夜間及び深夜のサービスを実施する場合の運営基準の厳格化)

通所介護事業所の設備を利用して、介護保険制度外の夜間及び深夜のサービス(宿泊サービス)を実施している事業所については、届出を求めることとし、事故報告の仕組みを設けるとともに、情報公表を推進する。(介護予防も同様の措置を講ずる。)

対応

- 宿泊サービスの提供日数にかかわらず、宿泊サービスを提供する場合、事業所の基本情報等について指定権者への届出を求めることとする。
- 宿泊サービスの提供により事故が発生した場合には、市町村・利用者家族・居宅介護支援事業者等への連絡、事故に際して採った処置の記録を義務付ける。
- 介護サービス情報公表制度を活用し、通所介護事業所の基本情報に宿泊サービスの情報(指定権者へ届け出る事業所の基本的事項等と同内容)を加え、利用者や介護支援専門員に適切に情報が提供される仕組みとする。

【指定権者へ届け出る基本情報等の内容】

- 指定通所介護事業所(指定認知症対応型通所介護事業所)の事業所番号
- 事業所の名称、事業所の所在地、事業所の連絡先
- 宿泊サービスの利用定員、提供時間、提供日
- 宿泊サービスの提供時間帯を通じて配置する職員数と保有資格
- 宿泊室の提供状況(個室、個室以外、個室以外の場合はプライバシーの確保方法)
- 消防設備の設置状況

通所介護等の設備を利用して宿泊サービスを実施する場合のガイドラインの概要

最低限の質を担保するという観点から、宿泊サービス提供にあたっての設備要件等のガイドラインは、独自基準を設けている自治体の枠組み、指定小規模多機能型居宅介護や基準該当短期入所生活介護に関する基準を参考に以下のとおり整理している。

	主な事項	主な記載内容
総則	目的	ガイドラインの目的(利用者の尊厳の保持・安全確保)
	定義	宿泊サービスの定義(営業時間外に通所介護の設備を利用し夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービス提供を行うこと)
	宿泊サービスの提供	利用者の心身の状況に応じ、緊急時又は短期的な利用に限って、宿泊サービスを提供
	宿泊サービス事業者の責務	居宅介護支援事業者との連携や他法令の遵守
人員関係	従業者の員数及び資格	従業者の配置数(夜勤1以上)や資格
	責任者	宿泊サービス従業者の中から責任者を定めること
設備関係	利用定員	宿泊サービスの利用定員
	設備及び備品等	宿泊室の定員、一人当たり床面積(7.43㎡以上)、プライバシーの確保、消防法等に規定された設備の整備等
運営関係	内容及び手続の説明及び同意	運営規程の概要等の説明、利用申込者の同意
	宿泊サービスの提供の記録	サービスの提供記録とその記録の利用者への交付
	宿泊サービスの取扱方針	自立支援の観点からのサービス提供、身体的拘束等の禁止等
	宿泊サービス計画の作成	宿泊サービス計画の作成した上で、サービス提供を行うこと
	介護	自立支援の視点に立った介護の提供
	食事	栄養状態等に配慮した食事の提供
	健康への配慮	健康状況へ配慮したサービスの提供
	相談及び援助	利用者・家族の相談に応じ適切な助言、援助
	緊急時等の対応	利用者の急変時における主治の医師等への連絡
	運営規程	事業の目的・運営方針、従業者の職種、提供時間、利用定員、利用料、非常災害対策等
	勤務体制の確保等	勤務体制の確保と研修機会の確保等
	定員の遵守	利用定員の遵守
	非常災害対策	定期的な夜間の避難訓練等の実施
	衛生管理等	感染症防止の措置
	運営規程等の掲示	勤務体制、運営規程等の掲示
	秘密保持等	業務上知り得た情報の漏洩防止等
	広告	虚偽・誇大な広告の禁止、介護保険外であることの明記等
	苦情処理	苦情相談窓口の設置とその記録
	事故発生時の対応	事故発生時の市町村への報告、記録、損害賠償等
	宿泊サービスを提供する場合の届出	宿泊サービスを提供する場合、開始前に指定権者への届出
調査への協力等	指定権者が行う調査への協力、必要な改善を行うこと等	
記録の整備	サービス提供の内容、苦情処理の内容等の記録の整備	

デイサービスの見直しに係るQ&A

【夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供する場合】

問1 本市では指定通所介護の事業の用に供する設備は「専ら当該指定通所介護の事業の用に供するものでなければならない」(基準省令第95条第2項)こと、また、指定通所介護の提供に支障を来たすおそれがあることから、指定通所介護の設備を利用しての宿泊サービスの提供は認めていない。「宿泊サービス」を介護保険法の枠内にて規定することは、「指定通所介護の設備を利用して介護保険制度外の宿泊サービスを提供すること」の実施を公的に認めることとなるが、指定権者として、「宿泊サービス」の実施を認めなければならないのか。それとも、指定権者の判断で「宿泊サービス」の実施そのものを認めないことは可能か。

(答)

- 1 指定通所介護の設備を利用して介護保険制度外の宿泊サービスを実施している事業所について、省令を改正し届出を求めることとする趣旨は、泊まりの環境が十分でない等の問題点が指摘される中で、宿泊サービスが実施されている場合、利用者保護の観点から、通所介護の利用者に対するサービス提供に支障がないかどうかを指定権者が適切に判断できるように、宿泊サービスの実態を把握する必要があるためである。
- 2 他方、指定通所介護事業所の設備を利用する介護保険制度外の宿泊サービスについて、指定通所介護の利用者に対するサービス提供に支障があると認められる場合には、指定通所介護事業所の設備を利用することを認めないとするのが可能であることについては、従来と同様である。
- 3 なお、「指定通所介護の設備を利用して介護保険制度外の宿泊サービスを提供すること」は、あくまでも介護保険外で実施されるものであり、指定通所介護の設備を目的外に使用することについて届出等の対象とするものであって、介護保険法の枠内に位置付けようとするものではない。

【夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供する場合】

問2 平成 27 年 4 月から指定通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供する場合には、当該サービスの内容を当該サービスの提供開始前に当該指定通所介護事業者に係る指定を行った都道府県知事等に届け出ることとしているが、地域密着型通所介護で行われる場合の届出先は市町村長と考えてよろしいか。

(答)

お見込みのとおり。

なお、小規模の通所介護事業所の地域密着型サービスへの移行時期は平成 28 年 4 月 1 日であることから、それまでの間、届出先は都道府県知事となることに留意されたい。

【夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供する場合】

問3 来年度から総合事業に移行する介護予防通所介護についても、平成 30 年 3 月までの経過措置期間中に「宿泊サービス」を実施する場合は指定権者への届出が必要か。

(答)

予防給付に係る経過措置期間中の平成 30 年 3 月末までの間に、介護予防通所介護の設備を利用して介護保険制度外の宿泊サービスを実施する場合には、指定権者の都道府県知事への届出が必要である。